珠洲市監査公表第３号

地方自治法第１９９条第４項の規定により、市の課室等について、令和７年度定期監査を実施したので、同条第９項の規定により監査結果を次のとおり公表する。

令和８年６月９日

珠洲市監査委員　　田　畠　邦　章
珠洲市監査委員　　向　山　忠　秀

第１　監査の概要

１　監査の対象

（１）市長の事務部局

総務課（ＤＸ推進室・危機管理室・行財政改革推進室）、企画財政課（自然共生室・まちづくり相談室・芸術文化創造室・珠洲焼資料館）、市民課（市民相談室）、税務課、環境建設課（上下水道強靭化推進室）、福祉課（地域包括ケア推進室・健康増進センター・子どもセンター）、産業振興課（雇用相談室・獣害対策室・陶芸センター・珠洲焼館）、観光交流課（ラポルトすず）、会計管理課、総合病院（地域医療連携室・地域医療対策室）、令和６年能登半島地震復旧･復興本部事務局

（２）教育委員会の事務部局　　教育委員会事務局

（３）議会の事務部局　　議会事務局

（４）農業委員会の事務部局　　農業委員会事務局

（５）選挙管理委員会の事務部局　　選挙管理委員会事務局

（６）監査委員の事務部局　　監査委員事務局

２　監査の範囲

令和７年４月１日から令和７年１２月３１日までの各課（室・局）の財務に関する事務、事業の執行状況並びに経営に係る事業の管理及び実施状況（ただし、必要に応じて令和６年度以前の事務事業を含む）。

３　監査の実施期日

（１）帳簿等審査　令和８年１月２０日（火）から２月３日（火）まで

（２）監　　査　令和８年２月４日（水）、５日（木）、９日（月）及び１０日（火）

４　監査の実施場所

珠洲市役所４階 監査委員室及び珠洲市総合病院 講義室

５　監査事項

（１）財務に関する事務事業の執行状況及び経営に係る事業の管理状況

（２）分掌する事務事業のうち必要と認めるもの

（３）前回監査における意見、要望、改善等に係る是正状況等

６　監査の手続

各課（室・局）から事前に監査事項に関する書類等の提出を求め、監査委員事務局において、関係書類との照合、計数等について書類審査を行った。

監査当日には、所管の課（室・局）長及び担当職員の出席を求め、監査資料及び証拠書類等について詳細な説明を聴取して監査を実施した。

第２　監査の結果

いずれの課室等においても、財務に関する事務と事業の執行状況は、法令、条例、規則等の規定に基づき、概ね適正に執行されていると認められた。